

Ⅳ ま と め

1. 遺 構

昭和53年度から行われた法隆寺防災工事にともなう発掘調査は最終年度を迎えた。昭和58年度の発掘調査の成果と問題点をとりまとめておこう。

西院中心伽藍の東側、すなわち東面回廊の東側は西院造営以前には谷状の地形であったことが今までの発掘調査で確認され、西院造営の過程でこれが埋められたことが明らかになっている。今年度の調査は主として伽藍西半部で行われ、西面回廊の西側がもともと谷状の地形であることが再確認された。大講堂と地蔵堂の間が深い谷となっていることは、昭和54年度の調査(79-3トレンチ)の際に判明したことであり、この時は地蔵堂の東側で現地表下1.5mの深さまで掘り下げても旧地表面に至らなかった。今回の調査では第258・259・271の各トレンチで、西面回廊の西側が現地表下3mの深さをもつ谷状の地形であることが確認されたのである。弁天池は谷筋の南にあたり、おそらくこの谷を利用したものであろう。これは東面回廊東側谷筋に鏡池があることとよく似た状況といえよう。この谷を埋めたる工事は、東西の谷にはさまれた丘陵を削って西院の中心伽藍造営地を造成した際に始められたものと考えられるが、完了したのは、出土した軒瓦の中に法隆寺式軒丸瓦(37C)や8世紀代の須恵器片が含まれる整地層も見られることから、西院中心伽藍造営の終了ちかくの頃と考えられる。

現在の西室は本来の位置にはなく、承暦年間(1077～1081)に当初の西室が焼失した後、今の位置に営まれたものである。創建当初の西室の位置を、昭和55年度の発掘調査(第3トレンチ)によって西面回廊の直ぐ西側で推定することができた。昭和58年度の第258・259トレンチで検出した南北溝SD5010とSD5030は第3トレンチで検出した旧西室の東雨落溝と考えたSD01の延長線上にある。それによって西室の原位置を再確認する形となった。しかし、さらに南に設定した第272トレンチでは南北溝の延長部を検出できなかったため、旧西室の南辺部を確認するに至らなかった。

西室の北に設定した第261トレンチで検出した瓦窯跡は、法隆寺として昭和57年度に東院で検出した瓦窯跡に引き続いて2番目のものとなった。同一構造で2基が相い接して築かれていた。いずれも西室北妻に接しており、西室との同時存在は考えにくい面がある。またSY5050の焚口と焼成室は西室背後の崖面の整形によって破壊されており、崖面の整形は西室がここに建てられた時のことと考えられるので、今回検出した2基の窯が築かれたのはそれ以前ということになろう。西室が現在の位置に建てられたのは棟木銘から寛喜3年(1231)と考えられており、鎌倉時代の法隆寺瓦窯の存在を明らかにしたその意義はきわめて大きい。13世紀前半、法隆寺では東西両院ともに修造工事が盛んに行われている。今

回検出した瓦窯はそうした一連の工事の際に操業していた瓦窯と考えられる。西室が現在の地に宮まれるようになってからは、この瓦窯の操業は不可能と思われるので、その後の修復工事用の瓦窯は境内の他の場所に築かれたのだろう。法隆寺瓦窯は発掘調査によって、鎌倉時代のもののみが東西両院で明らかになったことになる。この前後の時代の瓦窯については全く知られていない。造瓦工房を含めて今後の大きな課題である。

第269トレンチで検出したSX5170は、その存在が予想されたものだったとは言え、法隆寺における伝承の確かさを証明するものであった。SX5170は大湯屋前の参道で検出された大石であり、その位置から『古今一陽集』に「伏蔵作道室前以大石為蓋」と記すものに相当することが明らかである。ここに記す三伏蔵とは他に金堂東北隅と大経蔵にあるものを指している。伏蔵がどのような性格をもつものであるのか、それは今後の課題であるが、鎌倉時代に心伽藍の造宮工事の期間を通じて行われたことがわかる。と同時に、軒平瓦116Cが西構である。『古今日録抄』には金堂東北隅、廊の西南角、経蔵の下に伏蔵があると記されている。『古今一陽集』の記載と異なるのは「廊の西南角」である。『一陽集』ではこれが、「浴室の前」となっている。今回の調査によって、はからずもこれに相当する遺構が検出されたのである。

西円堂東側における避雷針工事にとまなう立会調査では、現地表下約2.5mから瓦器片が出土した。この位置は西円堂基壇東際にほぼ接する位置である。このことは、少なくとも中世あるいはそれに近い頃に、西円堂東側が、何らかの事由によって崩壊し、それを修築したことを示している。この崩壊はきわめて大規模なものであり、大雨による土砂崩れがあったのであろうか。

2. 遺物

出土遺物は、そのほとんどが瓦類と土器類である。瓦類で注目されるのは、西面回廊西側の谷筋を埋めた整地土から出土した資料である。この整地は西院造営にともなって行われたものと考えられるのであるが、軒平瓦116Cが多量に含まれているところから、西院中心伽藍の造営工事の期間を通じて行われたことがわかる。と同時に、軒平瓦116Cが西院創建時に用いられた軒平瓦116Aと、さほど大きな年代差をもたないものであることが明らかとなった。年代を決めにくい中世の瓦の中で、今回SY5050・5060から出土した軒平瓦143Dは西室造営年代との関連から寛喜3年（1231）以前のものであることが明らかになり、軒瓦編年上の基準資料となった。

土器類で特殊なものは第259トレンチから出土した三彩盤である。胎土の蛍光分析の結果、今までに行なった奈良三彩の分析値とは一致しないことがわかった。とは言え、大安寺出土唐三彩の分析値とも異なるので速断は避けねばならないが、分析量の比較からすれば今回出土した三彩盤が渡来品である可能性が強い。